

京都市上下水道局告示第63号

京都市指定下水道工事業者規程第2条の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1項第1号の規定に基づき告示します。

平成28年3月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 指定下水道工事業者

- (1) 京都府宇治市菟道藪里23番地

フロンティア株式会社

代表取締役 高橋 洋一

- (2) 京都市右京区梅津石灘町19番地1

トーハラジェット株式会社

代表取締役 東原 賢二

- (3) 京都市伏見区下鳥羽東芹川町50番地

関西環境サービス株式会社

代表取締役 大田 吉久

2 指定期間

平成28年3月1日から平成32年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)